

資料編

1 用語解説

エ	NPO 法人	「NPO」とは「Non Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO 法人)」という。
オ	親と子のつどいの広場	マンションの一室や商店街の一角などで、NPO 法人などの市民活動団体が運営。親同士の交流、情報提供、子育ての相談などを行う。
キ	協働	公共的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創り出したり、取り組むこと。
ク	グループホーム・ケアホーム	障害者や認知症高齢者などが地域の中で共同生活をする中で、自立した生活を実現していく施設。
ケ	ケアマネジャー(介護支援専門員)	「介護保険法」に基づく資格。介護保険サービスが適切に受けられるよう、介護サービス計画(ケアプラン)を立てたり、介護サービス提供者や施設とサービスを受ける人とその家族との連絡調整にあたる。
ケ	権利擁護	自己の権利や意思を表明することが困難な認知症高齢者、知的障害者等の福祉サービス利用者の意思決定を援助し、支援を行うこと。
コ	コミュニケーションボード	文字や話し言葉によるコミュニケーションが難しい方々が、ボードに書いてあるイラスト(絵・記号)を指差すことで自分の意思を周囲の方に伝えるもの。
コ	コミュニティビジネス(CB)	ソーシャルビジネス(SB)のなかでも活動領域や解決すべき社会的課題について一定の地理的範囲が存在するもの。地域でボランティア的展開をしている事業や、あるいは必ずしも社会性や革新性が高くない、地域での小さな事業活動をCBと呼んでいる場合もみられる。
コ	子育て支援者	横浜市から委嘱された「子育て支援者」が、親同士の交流や子育ての不安を解消できるよう、子育ての「先輩」として子育て相談等を行う。
コ	孤立死	家族・親族、行政、地域等との関わりが著しく乏しい状況下にある人が、相当期間放置されるような死。 *介護者、支援者が亡くなることにより、その援助を受けていた人が亡くなるケースを含む。 *死亡から発見までの期間は定めない。 (全国的に見ても明確な定義がない状況のなかでの本市の考え方)
シ	市民活動支援センター(区民活動センター)	さまざまな分野の市民活動、ボランティア活動を応援する拠点。市民活動に関する相談の受付、資料や情報の提供、ミーティングコーナーや会議室等の提供などを行っている。
ク	市民活動	営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動。ただし、宗教活動・政治活動を目的とするものと公益を害するおそれのあるものは除く。

シ	社会福祉協議会 (地区・区・市)	社会福祉法第109条に基づき、社会福祉の増進を図ることを目的に全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている。民間としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という二つの側面を併せ持った組織であり、横浜市においては、①社会福祉法人として専任職員と事務局を持つ市社会福祉協議会及び18の区社会福祉協議会②住民主体の任意団体でおおむね連合町内会エリアで活動する地区社会福祉協議会がある。
シ	障害者地域活動ホーム	障害児者の地域生活を支援する拠点施設。相談支援事業、日中活動事業、生活支援事業（一時ケア、ショートステイ、余暇活動支援、おもちゃ文庫）などを実施している。
シ	小規模多機能型居宅介護	利用者の住み慣れた地域で主に通所によるサービスを提供する。適宜、スタッフが利用者宅を訪問したり、利用者が宿泊することもできる。訪問や泊まりのサービスは通所でなじみのあるスタッフにより提供される。
シ	食生活等改善推進員	各区で実施している食生活改善セミナーを受講した方が食生活改善を目的に活動している。
ス	スポーツ推進委員	スポーツ基本法、横浜市スポーツ推進委員規則に基づいて、市長から委嘱される非常勤職員で、本市スポーツ行政の推進者として重要な役割を担っている。活動の拠点を地区において、地域の人たちとの連帯と委員相互の協力のもと、地域に根ざしたスポーツやレクリエーションの振興事業の企画・立案・実施並びに普及活動など、地域の多様化に即した事業を展開している。
セ	生活困窮者	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。
セ	精神障害者生活支援センター	地域で生活する精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加を促進するため、精神保健福祉士などによる日常生活相談や情報の提供、地域交流活動などを行っている。
セ	成年後見制度（後見制度）	判断能力が不十分な成年者（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等）の権利を保護し、支援するための制度。従来は禁治産・準治産制度があったが、硬直的で利用しにくいものであり、自己決定の尊重を背景に、平成12年4月に民法の一部改正により施行された法定後見制度と契約型の制度として創設された任意後見制度から成り立っている。
セ	青少年指導員	青少年の自主活動とその育成活動を推進することにより、地域ぐるみの青少年健全育成を図るため、自治会町内会等からの推薦に基づいて、市長が委嘱している。
セ	セルフネグレクト	飲食や体調管理、最低限の衛生状態の保持、金銭の管理などの行為をしない、あるいは、する力がないため、安全や健康が脅かされる状態。
ソ	ソーシャルインクルージョン	「社会的包摂」などと訳され、どのような課題のある人たちも排除せずに社会の一員として包み込み、ともに助け合って生きて行こうという考え方。
ソ	ソーシャル・キャピタル	地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等。
チ	地域支えあいネットワーク（連絡会）	基本的には地域ケアプラザを事務局として、地域の福祉保健活動を実施している団体、グループ、個人等が連携を図ることにより、それぞれの活動の推進とともに、課題の共有から地域課題への取組が進み、支えあいの地域づくりの発展を目指す柔軟なネットワーク。 平成12年度から「地域支えあい連絡会」を全市統一的に開始、平成17年度からの「地域支えあいネットワーク推進指針」、平成25年度からの「地域ケアプラザ業務連携指針」に基づき、区や地域の実情や特性に応じた柔軟な対応によるものと転換。
チ	地域子育て支援拠点	就学前の子どもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行う各区に1か所ある地域の子育て支援の核となる施設。地域で子育て支援に関わる方のための研修会やネットワークづくりも行っている。

チ	地域福祉コーディネーター	地域の課題やニーズを発見し、受け止め、地域の資源（情報・人・場所など）をつないでいく、地域での生活を支えるネットワークの中心になる人。地域ケアプラザの地域交流部門には「コーディネーター」が配置されている。
チ	地域包括支援センター	介護保険制度の中に位置づけられた機関で、高齢者が自分の住み慣れた地域で安心して暮らしていくための身近な総合相談窓口として横浜市が設置。総合相談、権利擁護、介護予防マネジメントなどを総合的に行う。横浜市では、地域ケアプラザ等（特別養護老人ホーム併設を含む）において、地域包括支援センターの機能を担う。
テ	DV（ドメスティックバイオレンス）	配偶者やパートナーなど親密な関係にある（あった）相手から振るわれる暴力や暴言など。
テ	テーマ型活動	子育て支援団体、障害者・高齢者等の支援団体や当事者団体、福祉や介護、環境保護といった特定のテーマで活動する団体・グループ・NPO法人など。目的や活動分野をテーマに沿って絞り、小地域から市域以上まで様々なエリアで活動に取り組んでいる。
ノ	ノーマライゼーション	障害のある人が障害のない人と同等に生活し活動できる生活条件（環境や制度）を作り出すこと。
ハ	バリアフリー	高齢者や障害者などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的、情報面でのバリアなど、全てのバリアを除去するという考え方。
フ	福祉保健活動拠点	地域における市民の自主的な福祉保健活動の場を提供する施設。
ホ	保健活動推進員	地域の健康づくりの推進役、行政の健康づくり施策のパートナー役として、地域において活動している。自治会町内会から選出され、市長が委嘱している。
ホ	ボランティアセンター	個人や団体を対象としたボランティア・市民活動に関する総合的な相談窓口。ボランティアのコーディネートや活動上の相談への対応などを行っている。また、広報紙やホームページなどによる情報提供、多様な課題に取り組むボランティア・市民活動についての調査・研究事業、団体に対して資金的な支援等を行っている。
ミ	民生委員・児童委員	<p>民生委員は、自治会町内会等の代表で構成される地区推薦準備会で推薦され、厚生労働大臣の委嘱を受けて、それぞれ担当する区域内で、地域福祉増進のための幅広い活動を行っている。また、行政機関の業務に対する協力も職務のひとつとなっている。民生委員は児童委員を兼務しているため、一人の民生委員を「民生委員・児童委員」と呼んでいる。</p> <p>児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。</p> <p>主任児童委員とは、児童委員の中から選任され、児童福祉に関する事項を専門的に担当する、民生委員・児童委員。</p>
ユ	ユニバーサルデザイン	“ユニバーサル（すべての、普遍的な）”と“デザイン（計画、設計）”の2つを組み合わせた言葉で、「あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（障害者基本計画【平成14年12月24日閣議決定】より）」。
ロ	老人クラブ	地域を基盤とする高齢者の自主的な組織。仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、「生活を豊かにする楽しい活動」を行い、その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、「地域を豊かにする社会活動」に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めている。概ね60歳以上の会員のクラブ。区によってはシニアクラブ、シルバークラブという名称にしている場合もある。

2 参考条文（社会福祉法（抄））

社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）

最終改正：平成26年6月4日法律第51号

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(都道府県地域福祉支援計画)

- 第 108 条** 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

- 第 109 条** 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数分の五を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

* 第 109 条の「市町村社会福祉協議会」と「地区社会福祉協議会」は、横浜市では、それぞれ「横浜市社会福祉協議会」と「区社会福祉協議会」のことです。

3 計画推進に関する具体的な取組・事業一覧

計画推進の柱 その1 中なかいいネ！ で “えん” 結び！

柱1-1 交流 誰もがゆるやかに見守られて生活を送ることが当たり前の地域となるよう、人と人がつながる場や機会を増やします	
柱1-1-1 住民同士が交流できるきっかけや機会を増やします	
①子育て・介護・障害当事者など同じ悩みを持つ人同士、またサロン・食事会などバラエティに富んだ出会い・交流の場を提供します	
○親子の居場所づくり (地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、中区グラ ンマ保育園、子育て支援者、親子のひろば、赤ちゃん学 級) ○外遊び応援事業	こども家庭支援課
○介護者のつどい	高齢・障害支援課 各地域ケアプラザ
○生活教室 ○家族教室 ○難病対策事業 ○ポレポレグッズ推進事業 ○高齢者はつらつ推進事業	高齢・障害支援課
○高齢者食事会 ○高齢者サロン	高齢・障害支援課 各地域ケアプラザ 中区社会福祉協議会
②気軽に参加できるイベントや趣味の会・文化交流の実施など、誰もが集えて交流できる工夫・環境整備を行います	
○ケアプラザ祭り等	各地域ケアプラザ
○多文化交流・多文化理解事業 ○ハローよこはま ○街の先生の活用 ○むかし遊びの会	地域振興課
③地域の防災・防犯の取組やまちの美化運動等を通して、住民同士が顔を合わせ、交流ができるよう支援します	
○地域防災力向上事業(防災訓練系)	総務課
○まちづくり推進事業(地域まちづくり活性化事業)	区政推進課
○公園愛護会活動 ○ハマロードサポーター	土木事務所

柱1-1-2 地域でつくる交流の場が継続できるよう支援します	
①誰もが地域でいつまでも活動ができるように、研修・学習や活動の機会を提供します	
○元気づくりステーション	高齢・障害支援課 各地域ケアプラザ
○初黄・日ノ出町地域再生まちづくり事業	区政推進課
○子育てサークルリーダー研修	こども家庭支援課
○活動の場づくりのための学習会 ○出前講座	中区社会福祉協議会
②まちの活性化、次代を担う青少年の健全育成に向けて、地域住民の交流促進や各団体の連携・協働を促します	
○元気な地域づくり推進事業 ○商店街交流会事業	地域振興課
○学校・家庭・地域連携事業	こども家庭支援課
○助成金あり方検討 ○空き店舗を活用した居場所づくりの検討 ○ふれあい助成金（あり方検討を含む）	中区社会福祉協議会
柱1-1-3 ご近所同士、ゆるやかに見守りあえるよう支援します	
①地域のつながりを促進するために自治会町内会や老人クラブへの加入促進を図り、誰もが地域の担い手になれるような取組を進めます	
○高齢者はつらつ推進事業	高齢・障害支援課
○老人クラブ加入促進	高齢・障害支援課 中区社会福祉協議会
○地域活動の担い手体験事業	福祉保健課 中区社会福祉協議会
○自治会町内会活動支援、加入促進	地域振興課、戸籍課 中区社会福祉協議会
○助成金あり方検討会 ○地区社協代表者会議・区障連理事会等団体支援 ○地域の見守り推進事業 ○自治会町内会活動支援	中区社会福祉協議会
②地域の困りごとの解決や地域でゆるやかな見守りができるように「訪問」「見守りキーホルダー」「放課後の居場所ネットワーク」等、各種事業の充実を図ります	
○認知症サポーター企業認証 ○中区徘徊高齢者等探してネットワーク	高齢・障害支援課

○中区みんなで見守り推進事業 ○見守りキーホルダー	福祉保健課 中区社会福祉協議会 各地域ケアプラザ
○元気な地域づくり推進事業	地域振興課
○放課後児童育成事業（放課後キッズクラブ等）	こども家庭支援課
③災害時要援護者支援事業・防災訓練等を通じて、地域の見守りを進めます	
○地域防災力向上事業 ○災害時要援護者支援事業	総務課 高齢・障害支援課 福祉保健課
柱1-2 情報 情報のやりとりを工夫し、見守り・見守られることが大切であることを伝えます	
柱1-2-1 必要な人に必要な情報が届くようにします	
① チラシやホームページなどの広報媒体、掲示板、回覧などの活用、そして必要な場所での配布を行うなどして、誰もが情報を得られるようにします	
○ホームページの活用	区役所各課 中区社会福祉協議会 各地域ケアプラザ
○広報よこはま「なか区版」の発行	区政推進課
○「中なかいいネ！通信」の発行	福祉保健課 中区社会福祉協議会
○「ふくしなか」「レッツ・ボラ」等の発行	中区社会福祉協議会
○なか国際交流ラウンジとの連携	地域振興課
○地域子育て支援拠点（中区すくすくモバイル） ○こんにちは赤ちゃん訪問	こども家庭支援課
②外国人、障害がある人など誰もが情報を得られるように表記方法を工夫します	
○なか国際交流ラウンジ事業	地域振興課
○障害者自立支援協議会	高齢・障害支援課
○多言語での情報発信（広報紙発行、ホームページ） ○ウェルカムキットの配布	区政推進課 戸籍課 保険年金課
○福祉保健活動拠点	中区社会福祉協議会
○多言語情報コーナーの充実	戸籍課
○庁舎等建物管理	総務課
③関係機関・団体のつながりを強化し、機関・団体から住民へ情報発信ができるようにします	
○地区社会協議会	中区社会福祉協議会

○自治会町内会	地域振興課、総務課
○ケアプラザ所長会・コーディネーター会議等 ○地区民生委員児童委員協議会	福祉保健課 中区社会福祉協議会
○保健活動推進員	福祉保健課
○老人クラブ、友愛活動員 ○障害者自立支援協議会	高齢・障害支援課
○消費生活推進員 ○青少年指導員 ○スポーツ推進委員 ○防犯情報配信事業	地域振興課
○地域子育て支援拠点における利用者支援事業	こども家庭支援課
柱1-2-2 地域の情報を受けとめる力を強めます	
① 地域の困ったことなどの相談を気軽にできる体制を整備し、困ったことに気づき、受けとめられる技術の向上に努めます	
○相談窓口	区役所各課 各地域ケアプラザ 中区社会福祉協議会
○ボランティアセンター事業 ○移動情報センター、送迎サービス ○あんしんセンター	中区社会福祉協議会
○障害者自立支援協議会	高齢・障害支援課
② 相談を受けとめる関係機関等のネットワークを強化します	
○DV等被害者支援	戸籍課
○中なかいいネ！推進会議	福祉保健課
○移動情報センター推進会議 ○福祉施設・団体別の会議	中区社会福祉協議会
○みんなでSTOP ザ虐待事業 ○中区要保護児童対策連絡会	こども家庭支援課
○高齢者虐待防止事業連絡会 ○中区徘徊高齢者等探してネットワーク ○障害者自立支援協議会	高齢・障害支援課
○地域ケア会議	高齢・障害支援課、福祉保健課 地域ケアプラザ 中区社会福祉協議会
○生活困窮者自立支援事業	生活支援課、区役所各課
③ 区民や福祉活動団体が的確に地域の情報を受けとめることができるように研修を行います	
○地域ケア会議	高齢・障害支援課、福祉保健課 地域ケアプラザ 中区社会福祉協議会
○認知症サポーター養成講座	高齢・障害支援課 各地域ケアプラザ 中区社会福祉協議会

○みんなで STOP ザ虐待事業	こども家庭支援課
○福祉啓発、福祉教育	中区社会福祉協議会
③ 自治会町内会、地区社会福祉協議会、委嘱団体等と活動を共にすることで、つながりから生まれる情報を受けとめます。	
○自治会町内会活動	地域振興課、総務課
○地区社会福祉協議会	中区社会福祉協議会
○民生委員児童委員 ○主任児童委員 ○保健活動推進員 ○食生活等改善推進員	福祉保健課
○友愛活動員	高齢・障害支援課
○青少年指導員 ○スポーツ推進委員 ○消費生活推進員 ○環境事業推進委員	地域振興課
○地域防災拠点運営委員会	総務課
柱1-2-3 見守り・見守られることの大切さを伝えます	
①安心してこのまちに暮らすことができるように、様々な機会（学習会、研修会等）を通して、見守りあうことの必要性を伝えます	
○障害に関する理解促進のための研修等	中区社会福祉協議会 高齢・障害支援課
○福祉教育	中区社会福祉協議会 各地域ケアプラザ
○認知症サポーター養成講座	高齢・障害支援課 各地域ケアプラザ 中区社会福祉協議会
○地域ケア会議	高齢・障害支援課、福祉保健課 各地域ケアプラザ 中区社会福祉協議会
②広報紙や啓発チラシ、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、住民同士が見守りあうことの必要性を様々な機会を捉えて広報します	
○広報・ホームページ	区政推進課、区役所各課 中区社会福祉協議会 各地域ケアプラザ
○コミュニケーションボードの普及啓発	中区社会福祉協議会
○見守りキーホルダー	福祉保健課 中区社会福祉協議会 各地域ケアプラザ
④ 障害や認知症等により見守りが必要な人たちへの理解を住民や区内の商事業所、企業に伝えます	
○広報・ホームページ	区政推進課、区役所各課 中区社会福祉協議会 各地域ケアプラザ

○障害に関する理解促進のための研修等	中区社会福祉協議会 高齢・障害支援課
○福祉教育	中区社会福祉協議会 各地域ケアプラザ
○認知症サポーター養成講座	高齢・障害支援課 各地域ケアプラザ 中区社会福祉協議会
○民間事業者と連携した見守り体制づくり (孤立予防対策)	福祉保健課
柱1-3 人財 見守りを通じて安心して生活できるよう、担い手を増やします	
柱1-3-1 新たな地域の担い手を増やします	
①認知症や障害について正しく理解し、支援が必要な人を見守る人を増やすために、身近な場所で講座や学習会などの啓発活動を進めます	
○認知症サポーター養成講座	高齢・障害支援課 各地域ケアプラザ 中区社会福祉協議会
○障害に関する理解促進のための研修等	中区社会福祉協議会 高齢・障害支援課
○ボランティア講座 ○障害者週間キャンペーン ○権利擁護事業	中区社会福祉協議会
○まちづくり推進事業	区政推進課
○広報紙・ホームページでの情報発信	区政推進課、高齢・障害支援課 中区社会福祉協議会 各地域ケアプラザ
○地域活動の担い手体験事業	福祉保健課
②児童・生徒を対象とした福祉体験や、若者や親子が参加しやすい地域行事の実施などを通して、地域の中で見守りができる人材を育成します	
○福祉教育 ○被災地支援を通じた担い手育成 ○コミュニケーションボードの普及啓発	中区社会福祉協議会
○地域防災力向上事業	総務課
○地域子育て支援拠点（子育て応援ボランティア、 横浜子育てサポートシステム）	こども家庭支援課
③趣味を活かした活動の推進、シルバーエイジの活動参加、防犯・防災などの地域の安心・安全への協力者を増やすために、区民利用施設や関係機関で連携して人材育成に取り組みます	
○ボランティア講座の開催 ○老人クラブとの連携	中区社会福祉協議会
○趣味を活かした活動者への促し	中区社会福祉協議会 地域振興課
○地域防災力向上事業	総務課

柱1-3-2 担い手がいきいきと活動できるよう支援します	
①活動の「やりがい」が高まるよう、活動の紹介や共有、活動の機会の増加、適切なマッチングを図ります	
○広報よこはまやホームページ等による活動の発信や紹介	区政推進課、区役所各課 中区社会福祉協議会 各地域ケアプラザ
○中なかいいネ！発表会	福祉保健課 中区社会福祉協議会
○中区社会福祉大会（各種表彰制度） ○ボランティアセンター	中区社会福祉協議会
○なか区民活動センター	地域振興課
○「あなたのまちの支え合い」の発行	高齢・障害支援課
○地域子育て支援拠点（子育て応援ボランティア、横浜子育てサポートシステム）	こども家庭支援課
②活動の内容がより充実するよう、担い手のスキルアップや情報共有、学びあいや交流を進めます	
○地域子育て支援拠点事業 ○見守り力アップ（みんなでSTOPザ虐待）	こども家庭支援課
○ボランティア交流会	各地域ケアプラザ 中区社会福祉協議会
○元気づくりステーション	高齢・障害支援課 各地域ケアプラザ
③安心して活動に取り組めるよう、様々な団体が連携して活動できる組織や体制を整えます	
○元気な地域づくり推進事業 ○区民利用施設間の連携事業 ○中区活動団体補助金	地域振興課
○なかくふれあい助成金 ○活動団体への補助金 ○活動費支援	中区社会福祉協議会
○障害者自立支援協議会	高齢・障害支援課
柱1-3-3 地域で活動する人同士の連携を通じて担い手を育てます	
①住民や関係機関がつながりを持ち、情報交換・課題の共有を行うことで、それぞれの強みを活かした連携ができるよう、連絡会や研修会を開催します	
○徘徊認知症高齢者等地域支援事業連絡会 ○高齢者虐待防止事業連絡会 ○関係機関連携推進事業 ○認知症キャラバンメイト連絡会	高齢・障害支援課
○地域ケア会議	高齢・障害支援課、福祉保健課 地域ケアプラザ 中区社会福祉協議会

○生活困窮者自立支援事業	生活支援課、区役所各課
○元気な地域づくり推進事業	地域振興課
○みんなで STOP ザ虐待事業（地域の見守り力アップ事業） ○中区要保護児童対策連絡会	こども家庭支援課
○学齢障害児余暇支援事業実施団体連絡会議 ○高齢者食事サービス団体連絡会	中区社会福祉協議会
② 防災・防犯などの取組をきっかけに住民の自助・共助の力を高められるよう、自治会町内会、地区社会福祉協議会等の活動を支援します	
○地域防災力向上事業 ○災害時要援護者支援事業	総務課 高齢・障害支援課 福祉保健課
○区役所職員の地区担当制による地域支援	区役所各課
○自治会町内会	地域振興課
○地区社会福祉協議会 ○家具転倒防止金具取付ボランティア講座	中区社会福祉協議会
○各委嘱委員への支援	区役所各課

計画推進の柱 その2 中なかいいネ！ で 元気いっぱい！

柱2-1 交流 地域で行われる活動に参加し、続けていくことで、心身ともに健康が保たれ、まちの健康につながるよう働きかけます	
柱2-1-1 参加する場やきっかけを増やします	
①広報や講座の開催等を通じて、介護予防や健康づくりについてPRし活動参加のきっかけとします	
○広報よこはま ○ホームページ	区政推進課、区役所各課 中区社会福祉協議会 各地域ケアプラザ
○介護予防講演会・教室 ○高齢者はつらつ推進事業	高齢・障害支援課
○ウォーク&健康フェスティバル	福祉保健課
○文明開化ウォークラリー	地域振興課
②こどもから高齢者まで、幅広い世代の人が健康づくりの活動に参加できるように、様々な機関や団体がきっかけづくりを行います	
○スポーツ交流促進事業 ○スポーツ・青少年事業（体育協会） ○青少年指導員活動支援事業 ○ランニング等普及事業 ○区内小学校縄跳び推進事業 ○元気な地域づくり推進事業	地域振興課
○老人クラブへの活動支援	高齢・障害支援課
○健康ナビゲーション事業 ○食育推進イベント	福祉保健課
③生活の支援が必要な人たちも、地域での健康づくり活動に参加しやすい場を今まで以上につくります	
○介護者のつどい	高齢・障害支援課 各地域ケアプラザ
○中途障害者地域活動センター、リハビリ教室	高齢・障害支援課
○福祉保健活動拠点の運営	中区社会福祉協議会
○仕事チャレンジアシスト事業	生活支援課
④商店街や企業などと連携して、健康的なまちづくりに取り組みます	
○企業・団体・商店街との連携	区役所、中区社会福祉協議会 各地域ケアプラザ
○ボランティアセンター事業	中区社会福祉協議会

柱2-1-2 活動が継続できるように支援します	
①ウォーキングやラジオ体操等の運動を、無理なく楽しく継続できるよう、研修や講座の開催、講師の派遣などを通じて応援します	
○ラジオ体操の普及	地域振興課
○てくてくウォーキング事業	福祉保健課
②健康づくりに関する活動が安全・快適に続けられるような環境整備を行います	
○健康みちづくり	土木事務所
③地域の中で健康づくりの活動を行っている団体等に対して、財政的な支援を行います	
○アルコール依存回復プログラム	生活支援課
○区民活動支援事業 ○中区活動団体補助金	地域振興課
○町ぐるみ健康づくり支援事業	福祉保健課
○中途障害者地域活動センター ○元気づくりステーション ○リハビリ教室	高齢・障害支援課
④地域ケアプラザや地区センター、コミュニティハウス、中区福祉保健活動拠点（なかふく）など、活動を継続するために必要な場所の提供を行います	
【活動場所提供施設】 ○地域ケアプラザ ○福祉保健活動拠点 ○地区センター ○コミュニティハウス ○なか区民活動センター	
柱2-1-3 安心して健康的に生活できるまちづくりを支援します	
①まちの防災・防犯・交通安全の取組や、歩道・公園の美化活動等、安全で健やかに過ごせるまちづくりに取り組みます	
○地域防災力向上事業	総務課
○災害時医療体制の構築	福祉保健課
○まちづくり推進事業	区政推進課
○安全なまち・防犯対策推進事業 ○放置自転車・交通安全対策事業	地域振興課
○公園愛護会、ハマロードサポーター	土木事務所

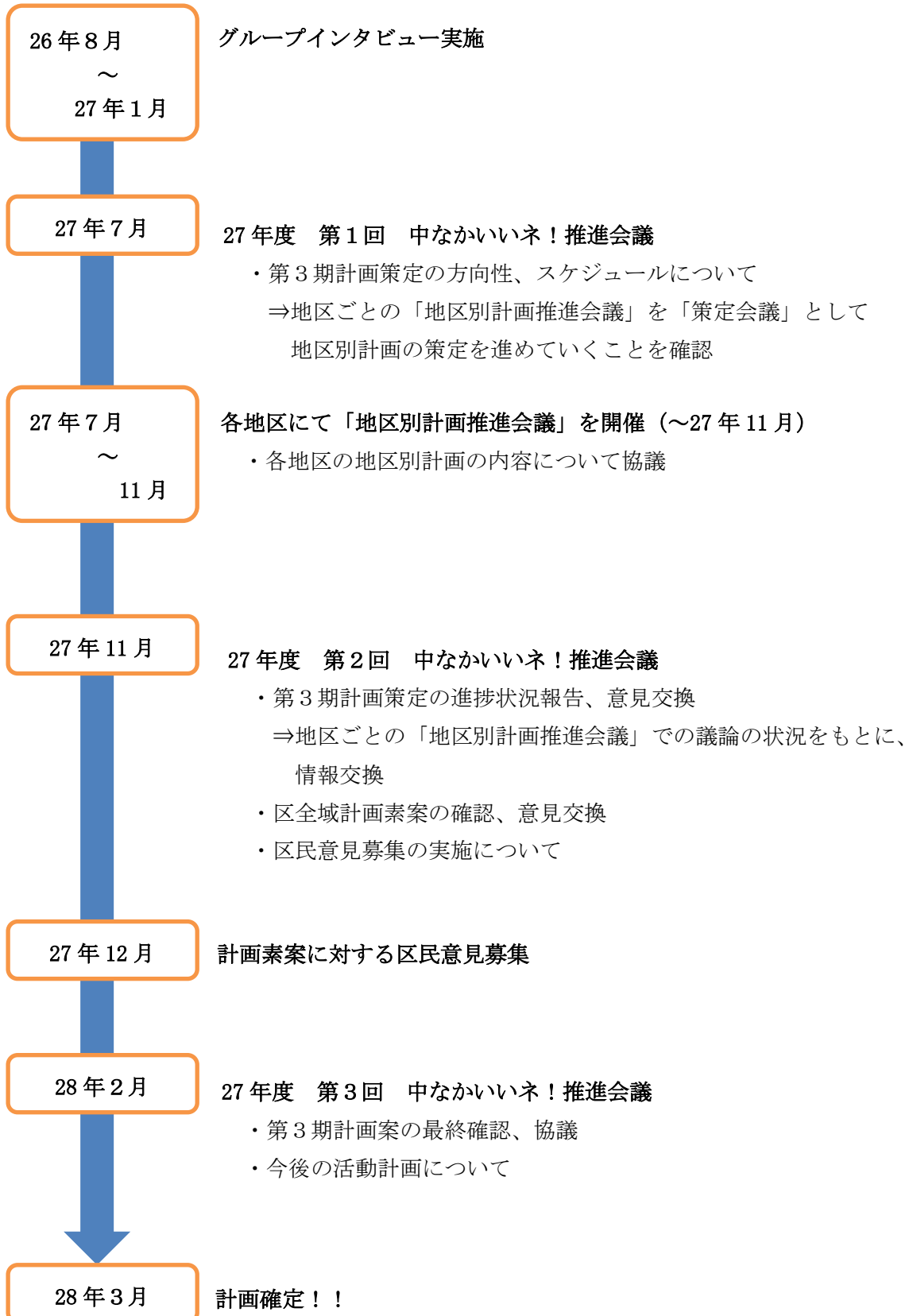
②まちの美化活動に取り組む地域団体や、環境事業推進委員、美化推進委員等の活動を支援します	
○ヨコハマ3R夢プラン推進事業 ○環境事業推進委員事業	地域振興課 (環境事業局中事務所)
③「中区クリーンアップDAY」や「中華街をきれいな町にする会」の活動等を通して、住民・事業者・警察・行政等が一体となり、安心・安全・きれいなまちづくりに取り組みます	
○ヨコハマ3R夢プラン推進事業 ○放置自転車・交通安全対策事業 ○安全なまち・防犯対策推進事業	地域振興課
④地域の魅力や資源を活かしてまちの元気につながる取組を応援します	
○中区商店街魅力アップ事業	地域振興課
○魅力アップ活用事業	区政推進課
柱2-2 情報 誰もが自分らしく暮らしていけるよう、健康に関する理解を深める取組を行います	
柱2-2-1 ころとからだの健康に関する適切な情報を伝えます	
①すべての区民が日常生活の中で役立てられるよう、認知症や介護予防、こころの健康や食の安全などの正しい知識の普及を図ります	
○ころとからだの健康に関する各種講座、相談、健診等	区福祉保健センター 各地域ケアプラザ
○広報よこはま発行、ホームページ等での情報発信等	区役所各課 中区社会福祉協議会 各地域ケアプラザ
○公共施設以外でのチラシ等の掲示	区役所各課 中区社会福祉協議会 各地域ケアプラザ
○食中毒予防の取組 ○中区生活衛生協議会運営支援 ○よこはまなか・ビル環境協議会運営支援	生活衛生課
②広報よこはま「なか区版」やホームページ、関係機関の広報誌などを利用して、健康に関する情報を定期的に発信します	
○広報よこはま発行、ホームページ等での情報発信等	区役所各課 中区社会福祉協議会 各地域ケアプラザ
③みんなが正しい食生活について関心を高め、生活に取り入れることができるよう、学校や企業などと連携して健康に関する知識を伝えます	
○食育推進事業・イベント ○健康経営企業応援事業 ○健康応援団事業 ○給食施設研修会・巡回訪問事業	福祉保健課
○食中毒予防の取組	生活衛生課

柱2-2-2 関係機関が協働し、気軽に相談できるよう取組を進めます	
①様々な人々の健康に関する困りごとについて、区民が身近な所で相談ができるよう取り組みます	
○地域ケアプラザ（地域包括支援センター）総合相談 ○地域ケアプラザ出張相談会	各地域ケアプラザ
○中区障害者支援拠点 みはらしポンテ ○中区障がい者生活支援スペース ぼ〜と	高齢・障害支援課
○地域子育て支援拠点のんびりんこ	こども家庭支援課
②行政や専門機関・事業者・学校等が連携して、地域包括ケアシステムの構築に努め、介護・保健医療に関する相談を地域ぐるみで受けとめられるよう取り組みます	
○地域ケア会議	高齢・障害支援課、福祉保健課 各地域ケアプラザ 中区社会福祉協議会
○中区在宅医療相談室	高齢・障害支援課
○介護と医療の連携検討会 ○介護事業所自主連絡会支援 ○介護者のつどい	高齢・障害支援課、各地域ケアプラザ
○生活困窮者自立支援事業	生活支援課 区役所各課
○国民健康保険特定健康診査・特定保健指導	保険年金課
柱2-2-3 つながりによる健康づくりの大切さを伝えます	
①近所づきあい、町内会や自治会への参加、趣味やサークル活動等、身近な場所での人とのつながりが、お互いの体やこころの健康につながることを、学習会や講演会等学びの機会を通じて伝えていきます	
○介護予防講演会・介護予防教室	高齢・障害支援課 各地域ケアプラザ
○生活教室	高齢・障害支援課
○食生活等改善推進員支援・養成事業 ○健康ナビゲーション事業 ○食育推進事業（食育講座） ○健康教室	福祉保健課
②地域で開催されている子育てサロンや高齢者サロン、食事会、体操教室等を支援するなかで、集う楽しさやつながる喜びを広げていきます	
○元気な地域づくり推進事業 ○区民利用施設運営事業	地域振興課
○つながり de 健康づくり	福祉保健課
○福祉保健活動拠点	中区社会福祉協議会
○ボランティアポイント制度（いきいきポイント）	高齢・障害支援課

2-3 人財	地域に住んでいる人も働いている人も健康づくりの担い手になれるよう支援します
柱2-3-1	身近な人と人とのつながりや活動を通じて、新たな担い手を発掘します
①趣味や特技を活かして活動する新たな担い手を発掘します	
○街の先生の人材活用 ○生涯学習支援事業との連携 ○なか国際交流ラウンジ事業 ○なか区民活動センター	地域振興課
○公園愛護会活動	土木事務所
○ボランティアセンター事業 ○送迎サービス ○移動情報センター事業	中区社会福祉協議会
○広報紙・ホームページなどの広報媒体	区役所各課 中区社会福祉協議会 各地域ケアプラザ
②「健康づくり」に関係する団体や区民が連携し、地域での活動の担い手を発掘していきます	
○保健活動推進員 ○食生活等改善推進員（ヘルスマイト） ○元気フェスタ、ウォーク&健康フェスティバル等の健康イベント	福祉保健課
○青少年指導員 ○スポーツ推進委員	地域振興課
柱2-3-2	仲間と一緒に健康づくりを楽しみながら続けていける担い手を育成します
①地域ケアプラザや地区センターなどの区民利用施設における健康講座や教室などを通じた自主活動グループの立ち上げや、活動継続の支援を行います	
○区民利用施設運営事業	地域振興課
○元気づくりステーション ○介護予防事業	高齢・障害支援課 各地域ケアプラザ
○地域ケアプラザ自主事業	各地域ケアプラザ
②保健活動推進員や食生活等改善推進員（ヘルスマイト）等、地域で健康づくりを支える担い手が生き活きと活動できる環境づくりに取り組みます	
○保健活動推進員 ○食生活等改善推進員（ヘルスマイト）	福祉保健課
○青少年指導員 ○スポーツ推進委員	地域振興課
○老人クラブ	高齢・障害支援課

③広報よこはま「なか区版」など、区・区社協・地域ケアプラザの広報紙やホームページで、健康づくり活動の魅力や効果を発信し、仲間の輪の広がりや担い手の活力アップにつなげます	
○広報よこはま発行、ホームページ等での情報発信等	区役所各課 中区社会福祉協議会 各地域ケアプラザ
○中区みんなで健康づくりホームページ	中区社会福祉協議会 福祉保健課
柱2-3-3 活動団体、関係機関、企業等との連携した健康づくりの取組を広げます	
①地域の飲食店や企業、事業所・関係団体などと連携し、市民が利用しやすい健康づくりの環境整備を行います	
○食中毒予防の取組 ○中区生活衛生協議会運営支援 ○よこはまなか・ビル環境協議会運営支援	生活衛生課
○健康経営企業応援事業 ○給食施設研修会、巡回訪問事業 ○健康応援団事業 ○食育推進事業	福祉保健課
○介護予防事業関係者連絡会	高齢・障害支援課
○元気な地域づくり推進事業 ○区民利用施設運営事業	地域振興課
②学校や企業とともに、地域ぐるみでまちの美化活動を進めます	
○ハマロードサポーター ○公園愛護会活動	土木事務所
○ボランティアセンター事業	中区社会福祉協議会

4 検討経過



5 中なかいいネ！推進会議 委員名簿

(五十音順)

氏 名	所 属
伊藤 正	第4地区北部
井上 圓三	関内地区
植草 章江	中区青少年指導員協議会
大嶋 生雄	第1北部地区
金子 豊	中区社会福祉協議会
鎌倉 崇	第4地区南部
鬼頭 和秀	新山下地域ケアプラザ
木村 博之	(公財)横浜市国際交流協会国際交流ラウンジ
齊藤 憲明	第3地区
佐々木 茂雄	中区ボランティア連絡会
佐藤 眞理子	寿地区
清水 浩一	明治学院大学教授
鈴木 聖一	新本牧地区
高田 信二	中区民生委員児童委員協議会
田中 智	横浜商工会議所
千野 光康	第6地区
中村 徹	第1地区中部
丹羽 博利	本牧・根岸地区
程島 正雄	第2地区
巻口 徹	中区福祉保健センター
松浦 徳治	中区老人クラブ連合会
松澤 秀夫	中区保健活動推進委員会
水木 尚充	中区中学校長会
三村 嘉延	埋地地区
梁田 理恵子	中区主任児童委員連絡会
依田 龍治	石川打越地区
米山 満	中区スポーツ推進委員連絡協議会
渡部 専枝郎	中区障害者団体連絡会

6 グループインタビュー 実施概要

第2期の振り返りを行うと共に、第3期計画に皆様のご意見を反映するため、地域の活動者・団体を対象に、「活動を通しての課題・今後取り組んでいきたいこと」などのお話を聞きました！

- 実施期間：平成26年8月～平成27年1月
- 実施回数：12回
- 参加団体数：延べ41団体
(分野：子育て・青少年・高齢者・健康づくり・障害児者・外国人・ネットワーク)
- 参加者数：延べ101人

見守り

- ☆日頃からつながりがあると、災害など何かの時につながれる。
- ☆道で会って「こんにちは」とあいさつすることも大切。
- ☆向こう三軒両隣で見守りができているところもある。今後この関係がさらに重要になる。
- ☆障害者に対しても「これをやっちゃだめだよ」と注意したり、アドバイスしてくれる人を増やしたい。
- ☆町内会の中に何でも、ちょっと相談できる係みたいなものがあるとよい。
- ☆制度では担いきれない時に、地域のつながりや支援が必要。
- ☆日常生活の中で、声かけ・見守りをしていく。
- ☆学校に入ると、地域のつながりが増え、地域で育てられていると感ずることが増える。
- ☆町内会に入らない人やマンションが増え、住民の把握ができない。
- ☆高齢者が集まれる場所が少ない。
- ☆友愛活動では、元気な高齢者が地域の高齢者を支えるという形が進んできた。
- ☆年々増えている認知症高齢者の見守り・支援体制の構築が必要。

健康づくり

- ☆ラジオ体操が浸透してきている。
- ☆意識が低い人、関心の低い人の参加が課題。
- ☆ゲームの普及で体力が低下している。
- ☆一人になると食生活が偏る。おすそわけも難しい。
- ☆健康な人には、ウォーキングなどをきっかけに参加へのアプローチをするとよい。
- ☆スポーツを始める動機づけは、それぞれの社会生活で気持ちの余裕が持てたり、仲間づくりが上手くいくことが必要。
- ☆地域の子どもたちにスポーツをするきっかけ作りとして、年2回簡単なスポーツ体験を実施している。
- ☆子どもや病気の家族の食事のバランスを考えることが必要。
- ☆中学校のアンケートでは朝ごはんを食べない子どもが多かった。
- ☆家族揃っての食事は心の安定につながる。
- ☆介護者の集いや認知症カフェで、現在介護を携わっている方同士話をすることが精神的な支え・リセットになる。
- ☆親子のひろばなどの集まりに来て、周りのお母さんの話を聞くと安心できる。
- ☆ふれあい給食会では食事だけでなく心のケアがあるのがよい。

取組を支える3つの土台

交流

- 町内会同士の連携、協力で解決できることもある。
- 防災訓練は地域の人と直接触れ合えるよい機会。
- 中区は転入者が多く、土地勘なく、周りに知人がいない人が多い。
- 自治会と障害者施設の関わりが深く双方のイベントに参加し交流している。
- 地域と障害者団体の交流の場があるとよい。
- 偏見を解消する歩み寄りのきっかけがほしい。
- 知らないこと、分からないことが差別につながる。
- 制度の充実の反面、近所の人に協力してもらうなどのつながりが薄れてしまった。関わりを重ねていくうちに理解してくれるようになる。
- 小学生と中学生、大学生と結びつける若い異年齢交流があると、楽しんで活動してくれる。
- 商店街や学校などと一緒に事業を実施することでつながりがもてた。
- 関係者や関係機関・団体の横のつながりがほしい。
- 地域のネットワーク化をしたい。

情報

- 連絡会で情報交換し他のグループと連携した活動ができている。
- 関係者が連携して、色々な場で事業のPRができるとよい。
- 町内会に入るメリットが知られていない。
- 人手不足対策には、ネットやラインなどの活用や、分かりやすい広報の作成など周知の工夫も必要。
- 支援する際に、いろいろな視点で見る必要があるが個人情報共有が難しい。
- 情報過多で正しい情報の選択が難しく、余計に不安になってしまう人もいる。
- 子どもを通じて、保護者や地域に情報を伝えることができる。
- 制度について分からないし、どこに相談すればよいかも分かりづらい。
- 回覧板にルビなどがあれば、読むことができるので、地域行事等に参加したり、手伝える。

人材

- ボランティア活動を通じて、喜ぶ顔が見られる達成感や様々な人につながる楽しみを広めたい。
- 無償のボランティアの活動継続が難しいなど、ボランティアに対する考え方が変わった。
- 誰もが、できることを、出来る時に、できるところで関わられる活動があると、新しい団体や人とつながれる。
- ボランティアを始めるきっかけがあるとよい。
- 中学生に手伝ってもらおうと力を発揮してくれる。
- 学校を動かすには、その効果・メリットを継続的に伝えていく等の働きかけが必要。
- お手伝いをしてくれる人を増やすためにも、行事をやっているというPRは必要。
- 広く周知するのではなく、その内容に興味がありそうな人に個別に声をかけている。
- 若い人が入ってこないため、高齢化が進んでいる。
- 若い人が参加したくなるようなプログラムを実施。
- 定住する人が少なく、担い手の世代交代が難しい
- 転入者をどう巻き込むかが課題。
- 日頃利用者として来てくれている人に支援者になってもらいたい。